

写

薬発第 601 号
昭和 51 年 7 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長

医療用配合剤医薬品再評価に関し、資料提出を必要とする薬効群等の範囲について — その3 (通知)

医薬品再評価の実施については、昭和 46 年 12 月 16 日薬発第 1179 号をもって通知したところであるが、同通知に基づき、下記に該当する品目についてその資料を昭和 51 年 7 月 30 日までに提出するよう貴管下関係各業者に周知徹底方よろしく願います。

記

現に薬価基準に収載されている配合剤医薬品のうち以下のもの

1. ホルモン剤(外皮用剤を除く。)

(1) 性腺刺激ホルモンを含有するもの

(2) 副腎皮質ホルモンを含有するもの

(3) 男性ホルモンを含有するもの

2 骨格筋弛緩剤

3 循環器官用剤

(1) 強心剤

(2) 利尿剤

(3) 血圧降下剤

4 消化器官用剤

消化酵素を2種以上含有するもの及び消化酵素と胆汁成分を併せ含有するもの。

但し、上記のうち、塩酸ベタインを併せ含有するもので低酸症の効能を標榜するもの及び生薬又はビタミンを併せ含有するものを除く。

5 眼科・耳鼻科用剤

(1) 抗生物質を2種以上含有するもの

(2) 抗生物質と副腎皮質ホルモンを併せ含有するもの

6 ビタミン剤(ビタミンCとシステイン並びにビタミンCとシステイン、ブドウ糖からなるものを含む。)但し、ビオチンを含有するものを除く。